

議案第 77 号

八幡浜市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立幼稚園条例の一部を改正する条例

八幡浜市立幼稚園条例（平成 17 年条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前											
<p>(入園の資格)</p> <p>第 3 条 幼稚園に入園することができる者は、八幡浜市内に住所を有し、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八幡浜市立 保内幼稚園</td> <td>八幡浜市保内町宮内 4 番耕地 50 番地</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	八幡浜市立 保内幼稚園	八幡浜市保内町宮内 4 番耕地 50 番地	<p>(入園資格)</p> <p>第 3 条 幼稚園に入園することができる者は、八幡浜市内に住所を有し、満 4 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八幡浜市立 神山幼稚園</td> <td>八幡浜市五反田 1 番耕地 173 番地</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立 保内幼稚園</td> <td>八幡浜市保内町宮内 4 番耕地 50 番地</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	八幡浜市立 神山幼稚園	八幡浜市五反田 1 番耕地 173 番地	八幡浜市立 保内幼稚園	八幡浜市保内町宮内 4 番耕地 50 番地
名称	位置												
八幡浜市立 保内幼稚園	八幡浜市保内町宮内 4 番耕地 50 番地												
名称	位置												
八幡浜市立 神山幼稚園	八幡浜市五反田 1 番耕地 173 番地												
八幡浜市立 保内幼稚園	八幡浜市保内町宮内 4 番耕地 50 番地												

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 4 年 4 月 1 日から、神山幼稚園と神山保育所を統合し、新たに認定こども園を設置するため。

